

岡山市地域貢献企業表彰要綱

制定 令和元年 7月 1日

改正 令和元年10月 1日

改正 令和3年12月21日

改正 令和4年4月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、岡山市小規模企業・中小企業振興条例(平成30年市条例第42号。)及び岡山市表彰条例(昭和36年市条例第3号。以下「条例」という。)第2条第2項に基づき、長年にわたり、地域の発展・活性化に貢献している小規模企業者及び中小企業者を表彰することにより、地域における認知度を高めるとともに、従業員や企業経営者の励みとし、地域と地域を支える中小企業の持続的な発展を図ることを目的とする「岡山市地域貢献企業表彰(以下「表彰」という。)」の実施に必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 小規模企業者 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第5項に規定する小規模企業者をいう。
- (2) 中小企業者 中小企業基本法第2条第1項各号に掲げるものをいう。
- (3) 事業所 前各号に掲げる小規模企業者及び中小企業者が本社の他に設置する支社、支店、営業所等の出先機関をいう。

(表彰候補者の資格)

第3条 表彰候補者は、以下の全ての要件を満たす者を対象とする。

- (1) 岡山市内に事務所又は事業所を有する小規模企業者、中小企業者又は事業所であること。
- (2) 市税の滞納がないこと。
- (3) 過去に本表彰の受賞歴がないこと。
- (4) 国又は地方公共団体が資本金、その他これに準じるものを出資している団体でないこと。

(5) 構成員が、下記反社会的勢力の排除に関する取扱いについて全て遵守していること。

ア 岡山市暴力団排除基本条例（平成24年市条例第3号）第2条第1号及び第2号に規定する暴力団でないこと。

イ 暴力団又は暴力団員を利用し暴力的要求行為等を行うこと及び便宜の供与等に関与すること、いずれにも該当しないこと。

ウ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

エ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第2項に定める風俗営業者が構成員に含まれていないこと。

（表彰の対象となる取組）

第4条 表彰の対象となる取組は、次に掲げる要件のいずれかを満たす取組とする。なお、原則として岡山市内各地域で実施する取組であること。

- (1) 経済の振興に関する活動。
- (2) 文化・スポーツ・環境に関する活動。
- (3) 子育て・教育に関する活動。
- (4) 雇用に関する活動。
- (5) 防災、防犯、交通安全に関する活動。
- (6) 健康、医療、福祉に関する活動。
- (7) その他、市長が特に認めた活動。

（表彰候補者の推薦者）

第5条 次の各号に掲げる者は、表彰を行おうとする候補者を市長に推薦することができる。

- (1) 岡山市連合町内会
- (2) 岡山市内を所管区域とする商工会議所および商工会
- (3) 岡山市内の小学校、中学校（学校教育法（昭和22年法律第26号））に規定する小学校、中学校、中等教育学校）

（候補者の推薦方法）

第6条 候補者の推薦は、前条に定める団体等が推薦する方法により行うものとする。

2 前項に定める推薦を行う場合は、岡山市地域貢献企業表彰推薦書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

3 推薦者は前項の推薦にあたっては、前条に定める他の団体等に対して同意を求めることが出来る。

(被表彰者の数)

第7条 この表彰における被表彰者の数は、岡山市小学校、中学校の就学に関する規則(昭和30年市規則第1号)に定める中学校の通学区域単位に原則1事業者とする。

(市税の滞納がないことの確認等)

第8条 第3条第2号に規定する要件は、被表彰者から岡山市地域貢献企業表彰の推薦に係る誓約書兼同意書(様式第2号)の提出により同意を得た上で市長が市税の納付状況を調査し、確認することとする。

(被表彰者の決定)

第9条 被表彰者は、第5条に定める者からの推薦により、第3条及び第4条に該当し、第12条に同意する場合に市長が決定する。

2 前項により決定した被表彰者に対し、岡山市地域貢献企業表彰決定通知(様式第3号)により通知する。

(表彰の取消)

第10条 市長が被表彰者として不相当と認めた場合、表彰を取り消しすることができるものとする。

(表彰の方法)

第11条 表彰は、毎年度市長が行い、表彰状を授与する。

2 表彰には記念品を添えることができる。

(取組の公表)

第12条 被表彰者の地域貢献に関する取組を、次に掲げる方法により公表するものとする。

(1) 市ホームページへの掲載

(2) 広報誌への掲載

(3) 報道発表

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、表彰に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年12月21日から施行する。令和3年度の表彰より適用する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。